

令和8年度山形県新庄市職員採用試験受験案内

《初級行政、上級建築、初級建築、上級土木、初級土木、保育士》

令和8年7月6日

新庄市職員採用試験（大学・高校新卒向け、保育士）を実施します。

- 第1次試験日 令和8年9月20日（日）受付：午前9時～午前9時30分
- 第1次試験会場 新庄市役所（新庄市沖の町10番37号）
- 受付期間 令和8年7月6日（月）9時～8月14日（金）17時

1 試験区分・職務内容

試験区分	主な職務内容	採用予定人員
初級行政	一般行政に関する業務	若干名
上級建築	市有建築物の設計・工事監督・都市計画に関する業務等	1名
初級建築		
上級土木	市有施設・道路等の維持管理、工事の設計・監督その他土木行政に関する業務	若干名
初級土木		
保育士	保育に関する業務等	1名

2 受験資格（※下記試験の併願はできません。）

試験区分	生年月日・資格等	住所要件
初級行政	次のいずれかに該当する者 平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ※ただし、大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和9年3月までに卒業見込みの者は受験できません。	採用後、新庄市内に居住する見込みのある者
初級建築		
初級土木		
上級建築	次のいずれかに該当する者 ①平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ②平成17年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和9年3月31日までに大学を卒業する見込みの者	
上級土木		
保育士	平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する方又は令和9年3月までに当該資格を取得する見込みの者	

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 新庄市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験日程

試験	試験日	試験種目	試験区分	試験時間	試験会場
第1次	令和8年 9月20日(日) ※受付 9:00~9:30	教養試験	全区分共通	10:00~12:00	新庄市役所
		職場適応性検査		12:20~12:40	
		専門試験	初級行政を除く全区分	13:30~15:00 ※初級建築・初級土木・保育士 13:30~15:30 ※上級建築・上級土木	
第2次 (予定)	令和8年 10月中~下旬	人物試験	全区分共通	第1次試験合格者に通知 します。	新庄市役所 (予定)

4 試験内容

試験	試験種目	内 容
第1次	①教養試験 ②職場適応性検査 (全区分共通)	①初級職・保育士は高校卒業程度、上級職は大学卒業程度の一般知識及び能力に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 ②公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を検証
	専門試験 (上級建築)	必要な専門知識に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
	専門試験 (上級土木)	必要な専門知識に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工
	専門試験 (保育士)	必要な専門知識に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障がい児保育について、いずれかの分野で出題する可能性あり
第2次 (予定)	人物試験	口述による個別面接試験、集団討論試験

5 受験手続

(1) 申し込み方法

「やまがた e 申請」のホームページ(https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/online_ymg/shinseitodokede/e-tetsuzuki99/index.html)からインターネットにより受験申込みを行ってください。
(「やまがた e 申請」には、新庄市公式ホームページの職員採用試験受験案内のページ(<https://www.city.shinjo.yamagata.jp/s001/040/009/20250424171206.html>)に掲載するリンクからアクセスすることができます。)

新庄市公式ホームページの職員採用試験受験案内のページに掲載している「新庄市職員採用試験インターネット申込手続ガイド」で手続き方法や注意事項等を必ず確認の上、同ガイドに従って申し込んでください。なお、同ガイドに記載されたとおりに申し込み手続を行わなかった場合の事故については責任を負いません。

【注意事項】

※受付期間終了直前はインターネット回線が混み合うことが予想されるため、余裕をもって申し込んでください。

※使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

※一度申し込みを完了した後に申込内容を変更する場合は、必ず事前に新庄市総務課にご連絡ください。

※インターネットによる申し込みができない特別の事情がある方は、8月7日（金）までに新庄市総務課にお問い合わせください。

(2) 受験票の交付について

○ 申込期間終了後に、受験番号等を付記した受験票を発行します。受験票を発行した旨をメールで通知しますので、「やまがた e 申請」のホームページからログインし、ダウンロード・印刷してください。なお、9月4日（金）までに発行が確認できない場合は、新庄市総務課までお問合せください。

(3) 受付期間

○ 期 間 令和8年7月6日(月) 9時～令和8年8月14日（金）17時

(4) その他

○ 受験票は、申込内容を印字した受験申込書と合わせて発行しますので、試験当日は、受験票のみ切り離して持参してください。

○ 試験当日に受験票を持参しない者は受験できません。

6 合格者の発表

(1) 第1次試験

○ 発表日時 令和8年10月上旬

○ 発表方法 合格者の試験区分及び受験番号を新庄市役所前掲示場に掲示するとともに、市のホームページに掲載します。合格者には合格通知書を郵送します。

(2) 第2次試験

令和8年11月下旬までに、合格者の試験区分及び受験番号を新庄市役所前掲示場へ掲示するとともに、市のホームページに掲載します。また、第2次試験受験者全員に書面で合否の結果を通知します。

※第1次試験、第2次試験ともに、合格者の試験区分及び受験番号でお知らせします。

※受験資格を満たしていない等、受験申込書に事実と異なる記載をした場合、合格を取り消すことがあります。

※第1次試験・第2次試験の結果は、それぞれの試験の合否判定にのみ使用します。

7 試験結果の開示

第1次、第2次試験の不合格者に対し、受験者本人の試験結果を口頭で開示します。

受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証等）を持参のうえ、9時から17時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの間に新庄市総務課に直接お越しのうえ、申し出てください。なお、郵送、電話等での開示請求はできません。

試験区分	開示請求できる方	開示期間	開示内容
第1次試験	第1次試験不合格者	合格発表の翌日から1月間	得点及び順位
第2次試験	第2次試験不合格者		第2次試験の得点及び順位

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者は令和9年4月1日付けで採用する予定ですが、場合によっては令和9年4月2日以降になることがあります。

(2) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、必要に応じて成績順に採用されます。補欠合格者名簿は原則として令和9年3月31日まで有効ですが、名簿登録者が必ずしも採用されるとは限りません。

9 給与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給されます。初任給は、各人の学歴、その他の経歴により異なりますが、おおむね下表のとおりです。

前職	社会人 経験年数	初級行政 初級土木 初級建築	保育士	上級建築	上級土木
	0年	202,000円	202,000円	234,900円	234,900円
行政	5年		234,900円	256,300円	256,300円
	10年		256,300円	264,500円	264,500円
	15年				
民間	5年		228,200円	253,600円	253,600円
	10年		250,100円	262,100円	262,100円
	15年				

※ 金額は令和8年4月1日現在のものであり、改定されることがあります。

※ 上の表は、行政・民間において、職務の種類が類似している職種又は職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職種に従事した経験がある場合の初任給の目安です。

その他、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

10 勤務時間及び有給休暇等

原則として、土曜日及び日曜日を週休日とする完全週休2日制の週38時間45分勤務（1日につき7時間45分勤務）です。

年次有給休暇は1年間に20日（採用年は15日）、その他、慶弔休暇、病気休暇、産前・産後休暇等、育児休業等の制度があります。

11 その他

災害の発生等やむを得ない事情により試験日時、試験会場などを変更する場合には、新庄市ホームページでお知らせします。

お問合せ **新庄市総務課職員係**

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話 0233-22-2111(内線 212・216)